

第10節 NGOが実施する開発援助関連事業への支援

1 事業の概要

① 日本NGO連携無償資金協力

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度に「日本NGO支援無償資金協力」として創設。2007年度に「日本NGO連携無償資金協力」に改称。

● 経緯・目的

政府開発援助による日本のNGO支援強化のため、従来のNGO支援スキーム（NGO事業補助金の現地事業部分、草の根無償資金協力のうちの日本のNGOを対象としていた部分、および日本のNGOに対して実施されてきたNGO緊急活動支援無償）を整理し、発展・強化する目的で創設された。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発に対して政府資金を提供する制度。具体的には、次の7つの事業分野からなる。

いずれの事業分野でも、初めて申請する団体に対しては、原則として公的資金（政府関係機関からの収入を含む）を除いた年間総収入実績（過去2年間平均）を大幅に超える資金協力は行わず、また初年度の供与案件数は事業対象国、事業分野を問わず1件を限度とする。事業期間は、12か月以内。

(1) 開発協力事業

日本NGO連携無償資金協力の基本事業形態（供与限度額5,000万円）。

(2) NGOパートナーシップ事業

日本のNGOが日本内外の複数のNGOと連携・協働して実施する経済社会開発協力事業に対し資金協力をを行う（供与限度額は前述(1)開発協力事業と同様）。

(3) リサイクル物資輸送事業

日本の地方自治体や医療機関、教育機関などが提供する優良な中古物資等（消防車、救急車、学校用机等）を日本のNGOが受け取り、開発途上国・地域の供与先に配布・贈与するまでの事業について、その輸送費等に対し資金協力をを行う（供与限度額1,000万円）。

(4) 災害等復旧・復興支援事業

海外で発生した大規模な紛争や自然災害後の復旧・復興段階の現場において難民・避難民等に対して日本のNGOが実施する人道的な復旧・復興支援活動に対し資金協力をを行う（供与限度額1億円）。

(5) 地雷・不発弾関係事業

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷・不発弾回避教育等の地雷および不発弾関連の活動に対して資金を提供する（供与限度額1億円）。

(6) マイクロクレジット原資事業

現地でマイクロクレジット事業の実績を持つ日本のNGOが貧困層の人々に対し少額・無担保の貸付を行う場合、原資となる資金を提供する（供与限度額2,000万円）。

(7) 平和構築事業

日本のNGOが元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）や和解、相互信頼醸成に資する事業等に対し資金協力をを行う（供与限度額は前述(1)開発協力事業と同様）。

● NGOと連携した国際協力の推進

～国際協力における重点課題～

次の「国際協力における重点課題」に該当する一部事業分野の場合には、12か月を超える事業期間（最長36か月）、1年あたり1億円を上限とした供与限度額および一般管理費の計上が認められる。

（国際協力における重点課題）

① アジアにおける貧困削減に資する事業（社会・経済基盤開発、保健・医療、教育を含む）

② 小島嶼国における脆弱性の克服に対する支援

③ アフリカにおける「質の高い成長」や「人間の安全保障」の推進に資する事業

④ 中東・北アフリカの生活向上・改革支援

⑤ 平和構築事業（特にフィリピン、ミャンマー、アフガニスタン、イラク、ケニア、南スーダン）

⑥ 地雷・不発弾関係事業

⑦ 中南米における格差是正（保健、教育、人材育成）や

防災・環境保全事業

● 審査・決定プロセス

外務省民間援助連携室に事前相談の上で、同室に対して申請を行う。申請受付（受理）（2019年度は7月末締め切り）の後、申請団体の適格性、事業の必要性・内容、外交上・治安上の問題点、住民への援助効果、事業の持続発展性、事業計画、実施手法、積算根拠の妥当性等について、外部審査機関、在外公館による審査を踏まえて外務省本省にて案件の採否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の採択が決定されると、原則として在外公館とNGOとの間で贈与契約（G/C）を締結し、在外公館からNGOに対し供与資金を支払う。NGOは事業の実施中および実施後、中間報告書および完了報告書を在外公館（あるいは外務省本省）に提出する。在外公館は、事業実施中必要に応じ広報や事業のモニタリングを行う。

3. 最近の活動内容

● 概要

2017年度の実績は、実施国数35か国1地域、実施件数113件、総額約50億円であった。地域別に見るとアジアにおける協力が実施件数・金額ともに最も多く、総実施件数・金額の半分以上を占めている（67件、約26億円）。分野別の実施件数・金額は、教育・人づくり、保健・医療が多く、この両分野が全体の半分近くとなっている。

● 地域別実績（2017年度）

（贈与契約ベース、単位：百万円）

| 地域 | 件数 | 金額 | 構成比(%) |
|------------|-----|-------|--------|
| アジア | 67 | 2,669 | 53 |
| 中東・北アフリカ | 15 | 926 | 18 |
| サブサハラ・アフリカ | 23 | 1,066 | 23 |
| 中南米 | 4 | 171 | 3 |
| 大洋州 | 3 | 200 | 4 |
| 欧州・中央アジア | 1 | 40 | 1 |
| 合計 | 113 | 5,074 | 100 |

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 分野別実績（2017年度）

（贈与契約ベース、単位：百万円）

| 分野 | 件数 | 金額 | 構成比(%) |
|----------|-----|-------|--------|
| 教育・人づくり | 41 | 1,850 | 36 |
| 保健・医療 | 23 | 932 | 18 |
| 農林業 | 14 | 483 | 10 |
| 地雷・不発弾関連 | 5 | 381 | 8 |
| 水 | 7 | 387 | 8 |
| 平和構築 | 3 | 205 | 4 |
| 通信・運輸 | 5 | 167 | 3 |
| 防災 | 8 | 394 | 8 |
| その他 | 7 | 270 | 5 |
| 合計 | 113 | 5,074 | 100 |

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

・外務省日本NGO連携無償資金協力：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html

② ジャパン・プラットフォーム（JPF）を通じた緊急人道支援

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 経緯・目的、開始時

国内外での大規模な自然災害や紛争等に際して、日本のNGOが迅速で効果的な緊急人道支援活動を行うことを目的として、2000年にNGO、経済界および政府の協力により、任意団体として「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」が設立された。同組織は、2001年には特定非営利活動法人格を取得し、2006年から認定NPO法人

として活動している。

2. 事業の仕組み

● 概要

JPFは、NGO、経済界および政府の三者が協力・連携して、自然災害や紛争時等の緊急人道支援をより効果的かつ迅速に行うための枠組みである。JPFに加盟する各NGO（2018年12月現在42団体）が、緊急人道支援活動

を申請し、実施する。緊急人道支援活動に加えて、複合的な要因によって人道危機が長期化する場合には、複数年事業として長期間対応している。

● 審査・決定プロセス

政府（外務省）は事前にJPFに対して資金供与を行い、緊急人道支援の実施の決定は、JPF理事会の委任を受けた常任委員会（NGO、経済界、政府、有識者などの代表者により構成）が決定する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2017年度の実績は、10プログラム、実施件数83件、総額約58億円であった（政府資金のみ）。

● プログラム別実績（2017年度）

（単位：百万円）

| プログラム名 | 件数 | 金額 | 構成比(%) |
|-----------------|----|-------|--------|
| アフガニスタン帰還難民支援 | 6 | 204 | 4 |
| イエメン人道対応危機支援 | 7 | 782 | 13 |
| イラク・シリア人道危機対応支援 | 29 | 2,608 | 45 |
| シエラレオネ水害被災者支援 | 2 | 29 | 0.5 |
| スリランカ洪水被災者支援 | 4 | 60 | 1 |
| パレスチナ・ガザ人道支援 | 5 | 198 | 3 |
| ミャンマー避難民人道支援 | 9 | 209 | 4 |
| 南アジア水害被災者支援 | 3 | 31 | 0.5 |
| 南スーダン支援 | 15 | 1,266 | 22 |
| 南スーダン難民緊急支援 | 3 | 434 | 8 |
| 合計 | 83 | 5,821 | 100 |

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

・ジャパン・プラットフォーム（JPF）：
<https://www.japanplatform.org/>

③ JICA草の根技術協力事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、「草の根技術協力事業」として創設した。

● 経緯・目的

1997年および1999年に発足した「開福祉支援事業」、「開発パートナー事業」、および「小規模開発パートナー事業」を2002年度に整理・統合した。

国際協力機構法第13条第1項第4号におけるJICAによる国民等の協力活動の促進および助長のための事業との規定を踏まえ、以下を事業目的としている。

- ・市民の力による開発への貢献の、質・量両面における拡大
- ・途上国や日本の地域の課題解決への理解・参加の促進

2. 事業の仕組み

● 概要

草の根技術協力事業には、団体の規模や種類に応じて、次の3つのメニューがある。

(1) 草の根パートナー型

開発途上国への支援について、一定の実績があるNGOや大学などの団体が、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて提案する国際協力活動を支援するもの。事業規模は5年以内で1億円以内。

(2) 草の根協力支援型

開発途上国への支援実績が少ないものの、団体のアイデアや国内での活動実績を活かしてNGO等の団体が行う国際協力活動を支援するもの。事業規模は3年以内で1,000万円以内。

(3) 地域提案型

地方自治体からの事業提案によって、日本の地域社会が持つノウハウ・経験を活かしながら、開発途上国での技術指導や現地からの研修員の受入れを通して、開発途上国の人々や地域の発展に貢献する協力活動を支援するもの。事業規模は3年以内で3,000万円以内。（※なお、2012年度以降については補正予算を活用しながら「地域（経済）活性化特別枠」に包含して実施しており、3年間で6,000万円上限で募集し、地域提案型としての応募・実施はなし。）

● 審査・決定プロセス

上記すべての型において、事業提案書をJICA国内機関で受け付けて、JICA内審査部署、外部有識者等からの審査コメントおよび法定協議を踏まえ、年2回選考を実施。

● 決定後の案件実施の仕組み

草の根技術協力事業では提案案件が正式に採択となり、活動の実施に移るのは、協力対象国からその協力についての了承が取り付けられ、提案団体と事業委託契約が締結された時点となる。

3. 最近の活動内容

- (1) 草の根パートナー型
2017年度は、93件実施（うち新規案件26件）。
- (2) 草の根協力支援型
2017年度は、53件実施（うち新規案件24件）。
- (3) 地域経済活性化特別枠
2017年度は、1件実施（うち新規案件0件）
- (4) 地域活性化特別枠
2017年度は、75件実施（うち新規案件11件）

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

・JICA草の根技術協力事業：

<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>

④ 国際開発協力関係民間公益団体補助金（NGO事業補助金）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度、NGO事業補助金として創設。

● 経緯・目的

日本のNGOが開発途上国で実施する開発協力プロジェクトを支援するために1989年度に導入された。以後、NGOプロジェクトを支援する主要な制度として長年にわたり大きな役割を果たしてきたが、行政改革に伴う国庫補助金の廃止・削減の一環として、開発協力事業のうち「事業促進支援」のみを引き続き実施することとし、その他の支援については、2003年度に終了している。

2. 事業の仕組み

● 概要

本補助金は、日本のNGOを対象に、海外における経済社会開発事業に関連し、事業の形成や事業後の評価、および国内外における研修会や講習会等に対し、その事業費の一部を補助する制度である。

本補助金の1件当たりの交付額は、30万円以上200万円以下とし、交付要綱に定める補助対象事業に基づきNGOが申請した事業に対し、当該総事業費の2分の1以下かつ交付要綱に定める補助対象経費の範囲で、交付額が決定される。

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に基づき実施さ

れる。

補助対象事業は、次のとおりである。

- (1) プロジェクト調査事業
- (2) 国内における国際協力関連事業
- (3) 海外における国際協力関連事業

● 審査・決定プロセス

毎年、年度当初に公募（外務省政府開発援助ホームページ等に掲載）を開始し、応募締切までの間、随時補助金申請の受付を行う。

本補助金の申請は、NGOから外務省国際協力局民間援助連携室に対して事業計画書および添付書類等の提出をもって行われ、申請事業は以下の諸条件等に基づく外務省における審査を経て、採否が決定される。採択された団体は外務大臣（主管：国際協力局民間援助連携室）に対して補助金交付申請書および添付書類等の提出を行い、所要の審査を経て補助金の交付が決定される。

- (1) 補助対象団体

日本の国際開発協力関係民間公益団体（NGO）のうち、次の要件を満たす団体。

ア 開発途上国における開発協力事業を主な活動目的とし、法人格を有する日本のNGO。（登記上、法人本部の住所が日本国内にある特定非営利活動法人（NPO法人）、公益社団・財団法人または一般社団・財団法人であること）

イ 団体として、補助金適正化法等に基づく事業を実施し、管理する能力を有すること。

ウ 政治的、営利のおよび宗教的活動は類似の行為も含めて一切行っていないこと。

(2) 事業審査の基本的な考え方

ア 事業の実施を通じて、申請団体が開発途上国において行う草の根レベルの開発協力事業の効率性・効果性を高めることができること。

イ 申請団体が十分な実施体制を有していること。

ウ 申請事業を行うことによって期待される効果が明確であること。

エ 事業の実施に当たっては、ジェンダーの観点等に配慮していること。

(3) 事業実施期間

日本政府の当該会計年度内（各年度政府予算成立後、かつ交付決定通知の日付以降から翌年2月28日まで）に終了することを要する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2018年度の実績は、実施団体8団体、実施件数8案件、総額約11,100万円であった。

● 事業別実績（2018年度）

（単位：千円）

| 事業名 | 件数 | 金額 | 構成比(%) |
|----------------|----|--------|--------|
| プロジェクト調査事業 | 2 | 1,596 | 14 |
| 国内における国際協力関連事業 | 5 | 8,740 | 79 |
| 海外における国際協力関連事業 | 1 | 765 | 7 |
| 合計 | 8 | 11,100 | 100 |

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。